

過疎地域における老人問題

星 野 貞一郎

I はじめに

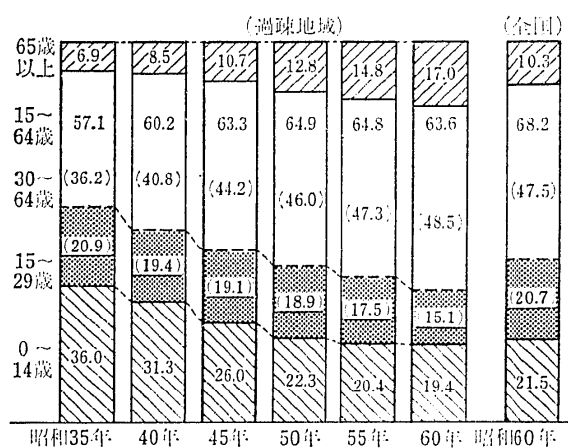
1960年代からはじまった急速な資本主義的工業化の過程（経済の高度成長）とともに深刻化した「過疎問題」に対処するため、1970（昭和45）年に過疎地域対策緊急措置法（以下において「旧過疎法」という）が制定され、過疎対策が講ぜられるようになった。1980（昭和55）年には旧過疎法の廃止に伴って過疎地域振興特別措置法（以下において「現行過疎法」という）が制定され、総合的な過疎対策が展開されてきた。このなかで、はじめて過疎地域特有の老人問題が本格的に施策の対象となったのである。

他方、1970（昭和45）年には、早くも過疎問題から派生する重大な問題として老人問題のあることが提起された¹⁾。1980（昭和55）年に財団法人過疎地域問題調査会では、「過疎地域における高齢者問題に関する調査研究」を行っている。1981（昭和56）年には、曾田長宗・三浦文夫編『図説老人白書』（碩文社）において「過疎地域の老人問題」が特集された。1986（昭和61）年財団法人過疎地域問題調査会による『過疎地域問題調査報告書』が出され、老人問題がいぜん深刻であることを報告している。さらに、1989（平成1）年の国土庁監修『過疎対策の現況（昭和63年度版）』（丸井工文社）では、過疎地域には高齢者が多いというだけでなく、若年層が流出した結果としての高齢化ということから、1人暮らしの高齢者や高齢者のみの夫婦が多く、周辺部を含めた広範な地域に多数の高齢者が散在しているという特徴があると

指摘し、今後は健康な高齢者に生産活動を含めた地域の諸活動に参加してもらうための場づくりを進めるとともに、介護を必要とするような高齢者に対するケア等の福祉対策の充実を図る必要があると述べている。

国土庁監修『過疎対策の現況』（昭和63年度版）でみると、1988（昭和63）年4月1日現在で現行過疎法にもとづく1,157団体（市35、町740、村382）の高齢者比率は、1960（昭和35）年の6.9%から1985（昭和60）年17%へといちじるしい上昇を示している（図1）。このことから、今後とも若年層の流出が続き、地域の人口や世帯が急減するなかで、老人層が取り残されるというように、過疎地域における老人問題の比重はいぜんとして大きいと指摘している。

本稿で「過疎地域における老人問題」を取り上げたのは、以上のような認識にもとづき、1988



（資料）国土庁『過疎対策の現況』（昭和63年度版）、64頁。

図1 年齢階層別人口構成比の推移

(昭和63)年8月群馬県内市町村で高齢化率が最も高い上野村(調査時26.6%)に対して行った『特定高齢化地域生活実態調査報告書』(以下において『群馬県上野村調査』という)を踏まえ、同じような地域特性をもつ過疎地域の老人問題の典型に接近することにある。その方法として、幸いに斯界の理論的指導者安達生恒他による全国的規模の調査である『過疎地域問題調査報告書』(昭和61年3月、財団法人過疎地域問題調査会)その他先行業績があるので、これらを十分に参照し、これによって今日過疎地域がかかえる老人問題を整理し、問題の所在を明らかにすることである。

したがって、本稿では、過疎地域における老人問題を次の観点から整理し、問題の所在を明らかにした。(1)社会問題としての過疎問題と老人問題の概念を明確にし、その分析枠組みを提示する。(2)提示した分析枠組みを使って過疎地域における老人問題に接近し、問題の所在を明らかにする。

II 社会問題としての過疎問題

1. 過疎とは

1960年代からはじまった急速な資本主義的工業化の過程ないし経済の高度成長が、まず第1次産業に対する第2次および第3次産業の優勢ないしより高次の産業への力点移動というかたちをとり、しかもこのようなかたちでの工業化の進行は、第1次産業である農山漁村(以下において「農山村」という)から、第2次、第3次産業地域である都市へ人口が流出する(→都市化が進行する)ことになった。

このような結果、農山村地域では、人口と戸数(世帯)の減少のために一定の生活水準を維持することが困難となってきた。過疎とは、このような状態をいうのである。したがって過疎は、都市の人口吸引力(pull factor)を主要因とし、農山村の人口流出に伴う人口減少と戸数(世帯)の減少とをひとつの指標とし、この人口と戸数(世帯)の流出は主として生産年齢人口の流出が主体で、高齢人口は従来の農山村に残留する例が多く、このことが過疎地域における人口高齢化をいちじるしく高

めることとなったのである。

なお、『経済審議会地域部会報告』(1967(昭和42)年11月)は、「過疎を、人口減少のために一定の生活水準を維持することが困難となった状態」としている。このように、農山村人口の減少を過疎概念の主要因として重視することに対して、安達生恒氏は人口減少を過疎化の必要条件とし、農家戸数の減少を過疎化の十分条件として、この2つを過疎化の要因としてともに重視すべきであるという。その理由のひとつとして、過疎問題の中心は人口とともに戸数が急減して集落(ムラ社会)という社会生活の単位が成り立たなくなるので、過疎問題について経済的側面よりも社会的側面をより重視すべきであるという²⁾。筆者もこの立場をとることにしている。

2. 過疎問題とは

農山村地域における急激な人口減少が大きな社会問題となったのは、1965(昭和40)年国勢調査結果が公表されてからである。この急激な人口減少問題に政府として初めて「過疎」という言葉を公式に用いたのは、経済社会発展計画(昭和42年3月閣議決定)であった。そして、このような人口減少地域における問題を社会問題として理解し、これに「過疎問題」という言葉を用いたのは、政府の諮問機関である経済審議会の地域部会報告(1967(昭和42)年11月)であった。この報告では、「人口減少の結果、人口密度が低下し、年齢構成の老齢化がすすみ、従来の生活パターンの維持が困難となりつつある地域では、過疎問題が生じ、また生じつつあると思われる」と報告している。

もちろん、このような報告に先立って、山間部の農山村における挙家離村をとらえたテレビ・新聞報道はすでに行われ、過疎という言葉はしだいに世の中に広まり定着しはじめていた。

過疎問題が極めて深刻な問題となってきたことに伴って、1968(昭和43)年頃から地方公共団体から国に対して過疎対策の早期確立について強力な要望、陳情が行われ、これらを踏まえ1970(昭和45)年国会において、旧過疎法が公布、施行されたのである。このことによって、過疎問題は政

府が社会問題として指定したことになった。政府が過疎問題を指定した基準が旧過疎法である。したがって、旧過疎法（1980（昭和55）年4月1日からは現行過疎法）の対象として指定された過疎地域が、過疎問題とその担い手ということになる。

これに対して、安達生恒氏は、理論的立場から過疎問題を次のように理解している。農家人口と農家戸数を「中身」、農業生産・生活環境を「いれもの」になぞらえ、①まず「中身」が急に減る結果、②「いれもの」の維持が困難になる。③そこで「いれもの」自体の大きさが縮小する。④「いれもの」の大きさが縮まったため、減った「中身」でも入りきれなくなる。⑤そこで「中身」がさらに減らざるをえない。⑥そういう悪循環がくり返されると結局、「いれもの」自体がすっかり壊れて、なくなってしまう。このような悪循環が過疎化のプロセスであり、このようなプロセスを「過疎化のメカニズム」と呼ぶ。過疎問題とは、人口と戸数の急減をインパクトとして開始されるこのような悪循環プロセスを、動態的構造としてトータルなかたちで理解することである³⁾。

3. 過疎地域における老人問題の提起

1970（昭和45）年には、若年層の流出によって地域の人口や世帯が急減するなかで、老人層が従来の地域に取り残される例が多くなり、これらの老人に対して福祉施策を必要とする老人問題のあることが、新たに提起されてきた⁴⁾。

しかしながら、過疎地域特有の老人問題が本格的に施策の対象になったのは、1980（昭和55）年4月1日施行の現行過疎法による老人問題への対応策が講ぜられるようになってからである。

その後、過疎地域における老人問題がにわかに脚光を浴びるようになった。こうした状況を背景にして、曾田長宗・三浦文夫編『図説老人白書』（1981（昭和56）年8月、碩文社）では、特集として過疎地域の老人問題がテーマとして取り上げられた。編者は、とくに特集として取り上げたひとつの理由として、現在の過疎問題の多くは老人問題と深くかかわりをもっているからであるといっている。

また、1981（昭和56）年3月、財団法人過疎地域問題調査会では、『過疎地域問題調査報告書』で「過疎地域における高齢者問題に関する調査研究」を行った。このなかで、三浦文夫社会保障研究所研究部長は「過疎地域における老人福祉施策」を取り上げて若干の提言を行っている。さらに、同調査会では、1986（昭和61）年3月、「過疎地域を活性化するための一方法として、高齢者が長年にわたって身につけた貴重な経験と技能を活かす道はないのか」という趣旨で、過疎地域の老人問題に積極的に取り組んだ『過疎地域問題調査報告書』を発表した。

III 過疎地域における老人問題の構成

1. 過疎地域

旧過疎法によると、過疎地域とは、1965（昭和40）年の国勢調査人口が1960（昭和35）年人口と比較して10%以上減少しており、かつ1966（昭和41）年度から1968⁵⁾（昭和43）年度までの各年度の財政力指数の平均が0.4未満である市町村の区域をいうものとされている。

現行法においては、1975（昭和50）年の国勢調査人口が1960（昭和35）年人口に対して20%以上減少しており、かつ1976（昭和51）年度から1978（昭和53）年度までの各年度の財政力指数の平均が0.3以下である市町村の区域を過疎地域と呼んでいるのである。

旧過疎法では人口が急激に減少している地域（過疎現象が進行中の地域）を対象としたため、5年ごとに行われる国勢調査ごとの人口減少率を要件としていた。しかし現行過疎法では、人口が大幅に減少してしまった地域（過疎化した地域）を対象としたことから、わが国経済の高度成長に伴って、人口の急激な減少が顕著となってきた1960（昭和35）年から、その後の国勢調査時である1975（昭和50）年までの15年間の人口減少率が要件とされたのである⁵⁾。

ところで、過疎指定市町村は、1988（昭和63）年4月1日現在1,157団体である。これら市町村は北海道から鹿児島にわたっており、同じ過疎地域

表 1 過疎地域類型

過疎地域類型	市町村名	面積 (km ²)	昭和55年 国調人口	財政力指数 (昭和55 ～57年)	高齢者比 率 (%)	集落数	人口減少 率 55/50 (%)	地 域 特 性
離島・激疎型農漁村	鹿児島県上頤村	34.96	2,728	0.11	24.9	22	5.2	離島, 「激疎」, 農林業の零細性, 超高齢化の地域
	山口県東和町	34.44	7,711	0.13	31.5	85	8.8	
豪雪・激疎型山村	秋田県阿仁町	368.91	6,276	0.16	15.1	22	12.0	豪雪, 「激疎」, 山村, 高齢化の激 しい地域
	新潟県高柳町	64.40	4,242	0.11	17.8	18	14.7	
	富山県利賀村	176.38	1,328	0.16	16.3	22	13.1	
	鳥取県日南町	340.83	8,889	0.17	18.7	80	8.6	
都市近郊・中疎型農山村	群馬県南牧村	119.33	5,893	0.13	17.4	23	14.0	「近郊過疎地」でありながら, 人 口減少, 高齢化がともに進んでい る地域
	京都府大江町	96.46	6,520	0.20	21.0	45	6.2	
軽疎型山村	北海道富良野町	601.63	28,449	0.28	9.6	84	2.3	「軽疎」の農山村で, 農業がしっか りしており, 後継者もある地域
	熊本県矢部町	296.39	16,168	0.11	17.8	118	9.8	

(資料) 財団法人過疎地域問題研究会『過疎地域問題調査報告書』(昭和61年3月)により作成。

であっても、自然条件、経済立地、産業構造に相違があり、また過疎化の深度や老人問題の進み具合も異なるはずである。過疎地域における老人問題を明らかにする場合、特定地域の事例研究に終わらせないためには、調査研究のための分析枠組みを構築し、理論化への接近が必要である。その意味から、財団法人過疎地域問題調査会『過疎地域問題調査報告書』(1986(昭和61)年3月)(以下において『過疎問題調査会報告(1986)』という)のなかで、安達生恒氏の提示した過疎地域4つの類型は、過疎地域の典型例を類型化したものであり、現在までのところ全国的な規模の調査研究例はこれ以外にないという意味において、今後この種の調査研究をする場合の理論化への有力なモデルになるであろう。

そこで、過疎地域4つの類型を本稿の意図にそってアレンジしたものが、表1である。

2. 過疎地域における老人問題の構成

(a) 過疎と老人問題の構図

過疎問題の多くは老人問題であることについて、安達生恒氏は次のような構図を示している。①過疎問題の直接の引き金は、人口と世帯の急減である。この場合、青年層の単身離村、高齢者を郷里に残したままの壮年家族の離村が人口減少の主要な形となるので、地域の人口構成は逆三角形となり、高齢者だけの世帯や1人暮らしの高齢者世帯が多くなる。②人口と世帯が急に減ると、地域産業は衰退する。地域産業の中核をなす農林業の

担い手(青壮年労働力)を欠くことになり、その代償として高齢者が登場し、生計維持の責任者とならざるをえなくなる。人口と世帯が急減すると、地域の生活環境が悪化する。道路補修の主役は高齢者に回される。高齢者にとって必要な住民相互扶助システムが崩れていく。過疎地域に残った少数の青壮年層は、自分たちの生活を守るのに忙しく、人びとの生活意識が個人化し、相互扶助のメンタルな紐帯が喪失する。住民同士の相互扶助が望めなくなり、自治体行政がそれを代行しなければならなくなるが、自治体行政は、高齢者のめんどろをみたくてもみきれない状態にある。そうした矛盾のしわ寄せをいちばん大きく受けるのが高齢者層、ことに1人暮らし高齢者世帯や2人暮らしの高齢者世帯である。③人口、世帯の急減、地域産業の衰退、生活環境の悪化、自治体行財政水準の低下、住民意識の後退が、相互に作用しあい、悪循環するのが過疎化の内部メカニズムである⁶⁾。

以上、安達氏の構図でわかるように、現在の過疎問題の多くが老人問題であるといわれるゆえんは、若年層が流出し、高齢者が残留する、高齢者だけの農家世帯、あるいは1人暮らし世帯や夫婦2人だけの高齢者世帯が多くなることにある。しかし、地域の人口や世帯が減少するなかで、高齢者層が取り残されることがそのまま老人問題の発生ではなく、老人問題の発生には、そのための契機がなければならない。

(b) 過疎地域における老人問題発生

三浦文夫教授にならっていえば、老人問題とし

て、問題解決に努力するのは「老化」に関連して発生する経済的・社会的・文化的な諸問題である。したがって、「老化」そのものが老人問題ではなく、「老化」が老人問題へ転化していくためには次の2つの契機がある。第1に、老化によって社会生活を営むうえで必要な日常生活能力等に機能障害があること、第2に、老化による機能障害を理由に、社会生活や経済活動の面で不利な状態におかれることである⁷⁾。

過疎地域の老人問題を考える場合には、もちろん、この2つの契機があって老人問題が発生することになる。ところで、過疎地域という生活環境は、老化による機能障害のある高齢者に対してどこに近隣の互助や日常生活圏の問題で特別の意味をもつ。そこで、このことを考慮に入れて、「老化」が過疎地域の老人問題に転化するには、次の4つの契機を挙げることができる。

〈老人問題発生の第1の契機〉

老人問題発生の第1の契機は、衰退した労働力⁸⁾ととらえられて不利な立場におかれている高齢者は、それゆえに適当な仕事がないか、あるいはあったとしても生活を支えるのに十分な収入が得られない、もちろんほかに彼自身の財産収入等もないという生活費の不足状態である。このような状態を契機にして、親族扶養・その他の私的扶養が得られない場合には、当該高齢者は、同じような状態にある全国過疎地域における高齢者とともに社会的対応策を必要とする老人問題を構成することとなる。

例えば、息子夫婦が他出している1人暮らし高齢者世帯では、他に生活収入源がなく、高齢者みずから生活費を稼ぎ、家を維持していかなければならない場合、高齢者であるがゆえに相応した仕事の間がなく、あるいは仕事の間があったとしても生活費が不足するならば生活困窮世帯となる。当該世帯は、同じように生活に困窮する全国過疎地域高齢者とともに、社会的対応策を必要とする過疎地域における老人問題を構成することになる。

息子夫婦や孫たちと同居している高齢者にとっては、息子の営む農業あるいは商工業のなかで体力に相応した適当な仕事を与えられている場合、

たとえ高齢者であるがゆえに低い収入であったとしても、また失業したとしても、彼自身の財産収入がその生活を支えるのに十分であるか、あるいは財産収入が不十分であったとしても、同居の親族と家計を同一にし経済的扶養を受けているかぎり生活困窮者にはならないので、社会的対応策を必要とする過疎地域における老人問題を構成しない。

しかし、後述するように、過疎地域高齢者は収入の高い割合を社会保険に依存して辛うじて生活していることを考えると、まず第1に社会的対応策を必要とする過疎地域における老人問題は、貧困問題であるといわなければならない。

〈老人問題発生の第2の契機〉

老人問題発生の第2の契機は、老化によって社会生活を営むうえで必要な日常生活動作能力(ADL=Ability Daily Life)が欠損している状態にあることである。

老化による日常生活能力に障害があっても、ほかの親族による扶養(介助・介護サービスの提供)、その他の私的扶養(近隣の互助その他ボランティア活動による介助・介護サービスの提供)が行われているならば、社会的対応策を必要とする老人問題は顕在化しない。

しかし、例えば家庭奉仕員や民生委員が1人暮らしや寝たきりの高齢者に対して介護サービス等を提供している場合には、このこと自体がすでに高齢者への行政の対応策であり、すでに顕在化した老人問題への社会的対応なのである。

〈老人問題発生の第3の契機〉

老人問題発生の第3の契機は、老化性痴呆によって自立したパーソナリティをもちあわせていない状態である。

痴呆性老人は、日常生活動作能力の欠損の場合と同じように、他者の介助・介護を必要とする。それゆえに、親族扶養、その他の私的扶養が提供されるならば老人問題としては顕在化しない。しかしながら、例えば農繁期における痴呆性老人の介護は、農家の主婦にとって非常な負担となる場合が多い。たとえ介護者がいても、その介護者自身が介護疲れなどで倒れてしまうような場合には、

倒れた介護者に代わるような社会的対応策が必要であるという意味において、過疎地域における老人問題となる。

〈老人問題発生第4の契機〉

老人問題発生第4の契機は、高齢者の生活環境（近隣の互助システム、歩いていける範囲に日常生活用品を売る店があるかどうか、その他交通、医療、福祉など社会的消費財）が不備なために高齢者を不利な立場に置いている状態である。

過疎地域の生活環境は、息子夫婦を欠いた1人暮らしや2人暮らしの高齢者世帯の場合に決定的な重要性をもつ。二世帯、三世帯家族のなかの高齢者は、生活環境の整備が遅れてもなんとか生活していけるが、1人暮らしや2人暮らしの高齢者世帯にとってはこうした環境の不備、立ち遅れは耐えがたいものである。過疎地域類型でいう離島・激疎型農漁村および豪雪・激疎型山村においては、1人暮らし高齢者が多く、除雪時の相互扶助システムは集落の過疎化や兼業化によって崩れ、社会的対応策を必要とする老人問題がすでに顕在化しており、事態は深刻である⁹⁾。

(c) 老人問題の構成と分析枠組み

これまで述べてきた老人問題発生第4の契機を整理し、生活構造の理論を踏まえて、次のように過疎地における老人問題の構成ができると思われる¹⁰⁾。

- ① 《生活費の不足と私的扶養の欠落のセット》
老人問題発生第1の契機に対応する、いわゆる老人の貧困問題である。
- ② 《日常生活動作能力の欠損と私的扶養の欠落のセット》
老人問題発生第2の契機に対応する要介護・介護老人の問題である。
- ③ 《老化性痴呆により自立したパーソナリティをもちあわせていないことと私的扶養の欠落のセット》
老人問題発生第3の契機に対応する痴呆性老人の問題である。
- ④ 《老人の生活環境(社会的消費財等)の不備》
老人問題発生第4の契機に対応する問題である。

以上によって構成された老人問題に接近するために、次のような分析枠組みを提示することがで

きる。

《過疎地域における老人問題分析の枠組み》

〔1〕 高齢人口の規模

- ア 過疎地域における高齢者比率
- イ 過疎地域における人口減少率
- ウ 過疎地域における世帯減少率

〔2〕 家族関係

- ア 高齢者世帯 { 夫婦のみ
 1人暮らし
- イ 子（孫を含む）との同別居
- ウ 私的扶養能力条件
 高齢者が動けなくなった場合（病気・寝たきり・日常生活動作能力（ADL）が不自由になる）の介護者の有無

〔3〕 高齢者の生活費

- ア 高齢者世帯の生活水準
- イ 高齢者世帯の支出配分
- ウ 高齢者家計の家族形態

〔4〕 高齢者の就労状況

- ア 高齢者の仕事の種類
- イ 高齢者の就業理由

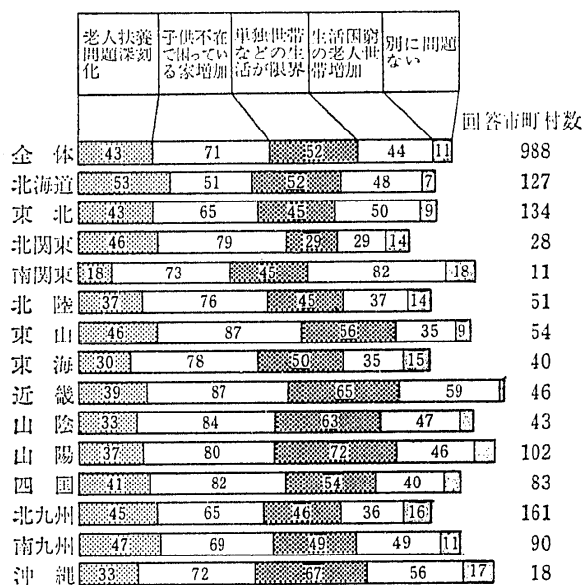
〔5〕 日常生活動作能力（ADL）

〔6〕 高齢者の生活環境

- ア 近隣の互助システム
- イ 私的ボランティア活動
- ウ 社会的消費財の整備状況
 - (i) 社会福祉関係施設等の整備状況（老人福祉施設、老人福祉サービス）
 - (ii) 保健・医療関係（地域内の病院、診療所、保健施設、保健婦活動）
 - (iii) 道路（主として生活道路の整備状況）
 - (iv) 交通（役場、公民館・集会所、農協、保健・医療施設、老人福祉施設等に行く交通の便）
- エ 日常生活用品を売る商店（高齢者が徒歩で行ける範囲）
- オ 余暇消費の機会（老人クラブ、ゲートボール、老人大学、慰安旅行等）
- カ 労働（体力に相応した仕事の場）

表 2 群馬県上野村過疎地域類型

過疎地域類型	市町村名	面積 (km ²)	昭和60年 国調人口	財政力指数 (昭和60 ～62年度)	高齢者比率 (昭和60年) (%)	集落数	人口減少 率 60/55 (%)	地 域 特 性
都市近郊・中疎 型農山村	群馬県上野村	182.07	1,968	0.11	23.9	13	14.8	都市近郊過疎地でありながら、人口 減少、高齢化がともに進んでいる地 域
全国過疎地域計					17.0		3.1	
全 国					10.3		+3.4	



(注) 回答率 10.0% 以下の項目を除いて図化。

(資料) 財団法人過疎地域問題調査会『過疎地域問題調査報告書』
(昭和61年3月) 228頁。

図 2 家庭生活での問題点 (複数回答)

IV 過疎地域における老人問題

ここでは以上において提起した分析枠組みを使って、4つの老人問題の構成に接近することしよう。もちろん、ここでは紙数の制限もあるので、問題の所在を提示するにとどめたい。その場合、資料として使用する群馬県上野村の地域特性をばまずもって明らかにしておこう。

表1「過疎地域類型」にそって、上野村を位置づけると、上野村は「都市近郊・中疎型農山村」ということになる(表2)。

1. 過疎地域老人の貧困問題——生活費の不足——

(a) 老人の生活収入源

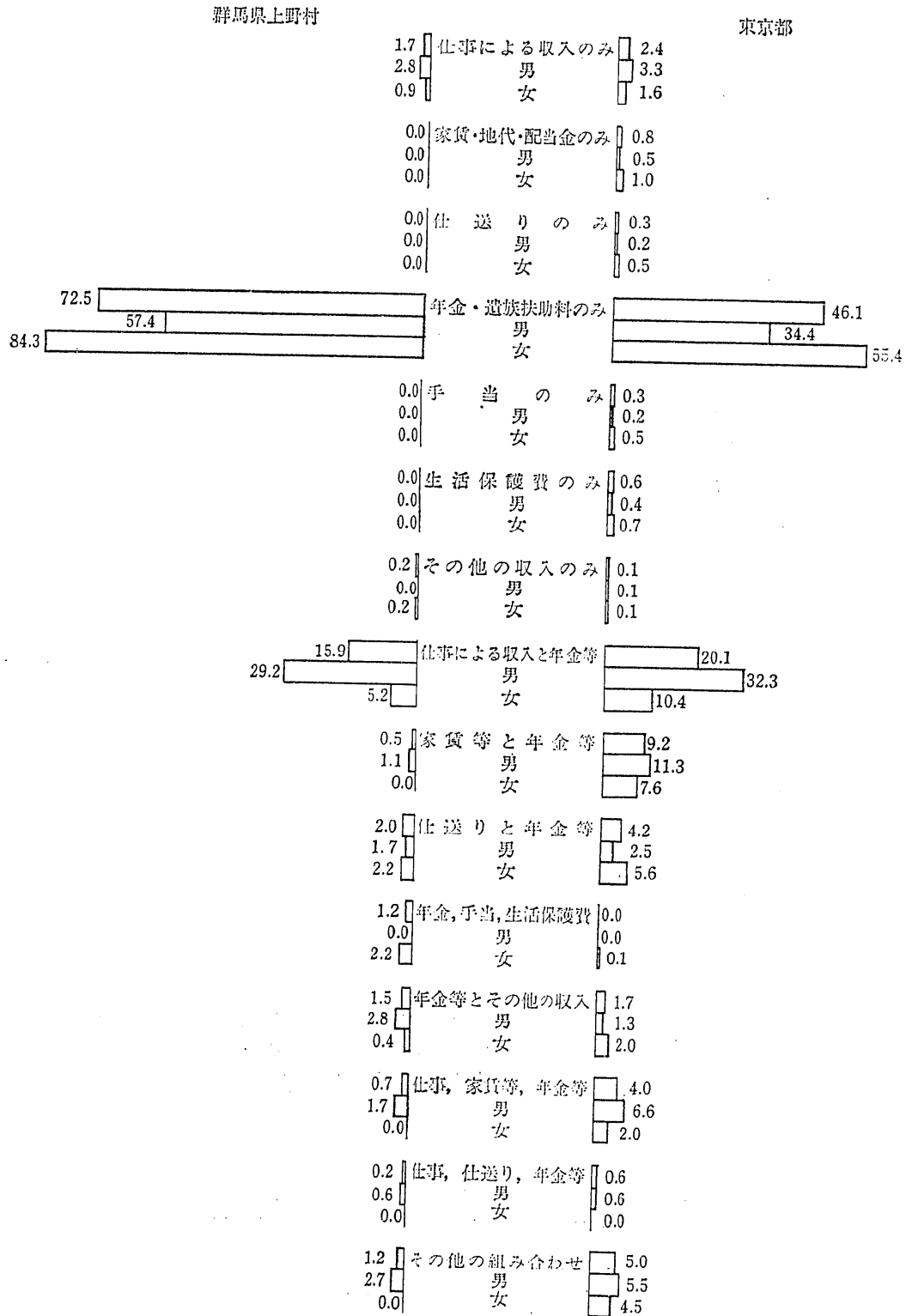
「過疎問題調査会報告(1986)のなかの「全国アンケート調査結果」(過疎指定市町村全部に共通のアンケート)によると、過疎地域の家庭では何が問題となっているのかをみると(図2)、1位が「子供が都会に出てしまっていて困ってしまっている」(71%)、2位が「1人暮らしや夫婦だけの生活が限界にきている老人が多くなっている」(52%)、3位が「高齢者だけのため、生活に困っている家の増加傾向がみられる」(44%)、4位が「老人扶養問題が深刻になっている」(43%)である¹¹⁾。

過疎問題調査会報告(1986)をみるかぎり、1人暮らしや2人暮らし高齢者世帯では生活費が不足して困っていることになる。

このことを、いまいし詳しくみるために、東京都『老人の生活実態』(1985(昭和60)年度)(以下において「東京都調査」という)と群馬県上野村調査とを比較(過疎地域と東京都市部との特徴の違いに注目)しながら、過疎地域高齢者の貧困問題に接近することしよう。

「本人収入の種類(組み合わせ)と性別の比較・上野村と東京都」(図3)をみると、収入源としては「年金・遺族扶助料のみ」が上野村72.5%、東京都46.1%で、上野村が東京都よりも26.4ポイント高い。収入源を性別でみると、「年金・遺族扶助料のみ」が上野村男57.4%、女84.3%に対し、東京都男34.4%、女55.4%であり、上野村の方が東京都よりも男23.0ポイント、女28.9ポイント高い。このように過疎地域上野村の方が東京都よりも収入源を「年金・遺族扶助料のみ」に依存している率はかなり高いのである。

それでは、収入源として公的年金への依存率が高いことが過疎地域にとってどのような意味をもつのかについて、次に考えてみたい。



(資料) 群馬県『特定高齢化地域生活実態調査報告書』(昭和63年) } により作成。
東京都『老人の生活実態』(昭和60年)

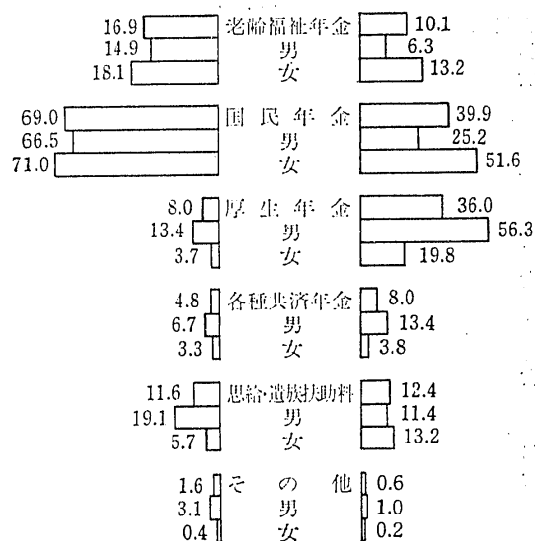
図 3 本人収入の種類(組み合わせ)と性別の比較・上野村と東京都

上野村

東京都

表3 本人年間収入額（種類別・複数回答）

（単位：万円）



（資料）群馬県『特定高齢化地域生活実態調査報告書』（昭和63年）
東京都『老人の生活実態』（昭和60年）により作成。

図4 公的年金の受給状況（複数回答）比較・
上野村と東京都

産業構造と就業構造が老人に与える影響に注目すると、「都市部の高齢者は被用者のための職域保険の受給者である割合が高い。その反面、農山村、とくに過疎地域の高齢者は一般住民のための地域保険の受給者である割合が都市部よりも高い」という仮説が成り立つことになる。

図4「公的年金の受給状況（複数回答）比較・上野村と東京都」をみると、地域保険（国民年金）では、上野村69.0%（うち、男66.5%、女71.0%）に対し、東京都39.9%（うち、男25.2%、女51.6%

	収入あり	仕事による収入	財産収入（家賃等）	仕送り	その他	年金等	手当	生活保護費
1人当り年間収入総額	80.5	22.5	0.5	1.0	0.6	54.1	0.6	1.2
男	117.9	46.3	1.2	1.3	1.2	65.2	1.2	1.5
女	50.8	3.6		0.7	0.2	45.3	0.1	0.9

（資料）群馬県『特定高齢化地域生活実態調査報告書』（昭和63年）

）である。地域保険については、上野村が東京都よりも29.1（うち、男41.3、女19.4）ポイント高い。

職域保険をみると、上野村8.0%（うち、男13.4%、女3.7%）であるのに対して、東京都36.0%（うち、男56.3%、女19.8%）である。職域保険については、上野村よりも東京都の方が28（うち、男42.9、女16.1）ポイント高い。このように、過疎地域では地域保険受給者の割合がかなり高いことになる。

ところで、問題は、地域保険の方が職域保険よりも給付額が低いことである。したがって、地域保険（国民年金）を主たる収入源としている過疎地域高齢者の生活水準は、このことだけでみるかぎり、都市部よりもかなり低いことになる。

表3「本人年間収入額（種類別・複数回答）」をみると、上野村の1人当り年間所得80万5,000円、性別では男117万9,000円、女50万8,000円である。これを、図5「本人年間収入額と収入源（私的所得の割合）」

収入源	私的所得 （仕事による収入、財産収入、 仕送り、その他の収入）	社会保障給付 （年金・遺族扶助料、手当、 生活保護費）
収入総額	100.0 80.5万円	30.5% 24.6万円
男	100.0 117.9万円	42.4% 50.0万円
女	100.0 50.8万円	91.1% 41.9万円

（資料）群馬県『特定高齢化地域生活実態調査報告書』（昭和63年）により作成。

図5 本人年間収入額と収入源（私的所得と社会保障給付）の割合

得と社会保障給付)の割合」でみると、私的所得24万6,000円(30.5%), 社会保障給付55万9,000円(69.4%)である。これを性別でみると、男では50万円(42.4%)が私的所得, 67万9,000円(57.6%)が社会保障給付, 女では4万5,000円(8.9%)が私的所得, 41万9,000円(91.1%)が社会保障給付である。

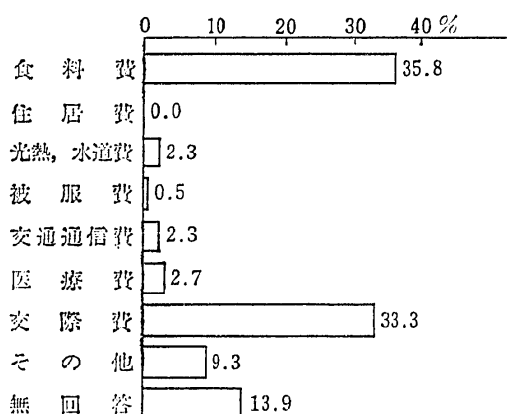
群馬県上野村における高齢者の年間収入額において社会保障給付への依存率が、とりわけ女において極めて高いことが注目される。

(b) 収支のバランスと支出

表4 生活費の内訳(全高齢者)

生 活 費 の 合 計		47,538円	100 (%)	
消 費 支 出	食 料 費	23,909	39.1	
	住 居 費	844	1.4	
	光 熱・水 道	4,416	7.2	
	家 具・家 事 用 品	1,286	2.1	
	衣 類・履 物	4,310	7.1	
	雑 費	保 健 医 療	4,635	7.6
		交 通 通 信	3,537	5.8
		教 育	931	1.5
		教 養・娯 楽	4,288	7.0
		交 際	12,986	21.2
	小 計		26,377	
そ の 他	税 金・保 險 料	11,026		
	貯 金	10,827		

(資料) 群馬県『特定高齢化地域生活実態調査報告書』(昭和63年)。



(資料) 群馬県『特定高齢化地域生活実態調査報告書』(昭和63年)。

図6 生活費のなかで一番負担に感じる費目

群馬県上野村調査で生活費を分析した松村祥子教授によると、家計調査の収支が調査できた163ケースのうち、赤字家計が34%, 黒字家計が66%であることが明らかにされた。また、上野村高齢者生活費の内訳(表4)をみると、食料費割合(エンゲル係数)は非常に高く39.1%である。次に高い支出配分は、交際費1万2,986円(21.2%)である。このことは質問項目のなかで「一番負担に感じる生活費目」が食料費(35.8%)と交際費(33.3%)と答えた者の割合が多いこととも一致している(図6)。

生活費の分析では、その水準や配分に加えて、対象家計の家族生活形態が把握されなければならない。生活費の不足と私的(経済的)扶養の欠落がセットになって、貧困問題が顕在化する。したがって、高齢者が他の家族員と同居している場合には、通常同居の家族員と生計を一緒にしているものと考えられるから、とくに貧困問題は顕在化しない。家族生活形態で貧困問題とかかわりやすいのは、1人暮らし高齢者と2人暮らし高齢者世帯である。先にみた松村教授の家計調査によれば、2人暮らし高齢者世帯のみでは赤字ケースが41%, 1人暮らし高齢者世帯では赤字35%である。

先にみた過疎問題調査会報告(1986)と同じように、群馬県上野村調査においても、1人暮らし高齢者世帯や2人暮らし高齢者世帯のみでは、高齢者の貧困問題が顕在化しているのである。

(c) 老人の就労状況

一般に第1次産業(農林業)では、例えば三世代同居家族のように、そのなかで必要不可欠の労働力として期待され、組み込まれているかぎり、第2次・第3次産業の就労者とは違い停年制がないから、身体が丈夫なうちはいくつになっても高齢者は働くことができる。このことは、群馬県上野村調査と東京都調査とを比較するとよくわかるのである。図7「老人の就労状況(働いている者、性別、就労形態、就業の理由)比較——上野村と東京都」によれば、「働いている者」の割合では、上野村31.2%, 東京都27.4%で、3.8ポイント上野村が高い。

上野村では、数字に表われない「ちょっとした

表 5 仕事の種類

	全 体	専門的技術的職業従事者	管理的職業従事者	事務従事者	販売従事者	農林業従事者	運輸・通信従事者	技能生産工程作業従事者	建設土木工事従事者	保安職業従事者	サービス職業従事者	その他	無回答
全 体	137 100.0	3 2.2	3 2.2	2 1.5	14 10.2	70 51.1	— —	7 5.1	6 4.4	— —	7 5.1	14 10.2	11 8.0
男	90 100.0	2 2.2	3 3.3	2 2.2	7 7.8	49 54.4	— —	6 6.7	6 6.7	— —	3 3.3	6 6.7	6 6.7
女	47 100.0	1 2.1	— —	— —	7 14.9	21 44.7	— —	1 2.1	— —	— —	4 8.5	8 17.0	5 10.6
65～69歳	67 100.0	2 3.0	1 1.5	1 1.5	6 9.0	33 49.3	— —	5 7.5	6 9.0	— —	4 6.0	5 7.5	4 6.0
70～74歳	40 100.0	1 2.5	2 5.0	1 2.5	4 10.0	21 52.5	— —	1 2.5	— —	— —	2 5.0	5 12.5	3 7.5
75～79歳	20 100.0	— —	— —	— —	3 15.0	9 45.0	— —	1 5.0	— —	— —	1 5.0	3 15.0	3 15.0
80～84歳	5 100.0	— —	— —	— —	— —	4 80.0	— —	— —	— —	— —	— —	1 20.0	— —
85歳以上	5 100.0	— —	— —	— —	1 20.0	3 60.0	— —	— —	— —	— —	— —	— —	1 20.0

(資料) 群馬県『特定高齢化地域生活実態調査報告書』(昭和63年)。

畑仕事や自家野菜の栽培手伝い」等がある。したがって、「働いている者」の割合は、実際にはもっと高いかもしれない。

働いている者の就業形態で自営業が多いのは、主として農林業従事者のせいである。表5「仕事の種類」をみると、働いている者のうち農林業従事者は51.1%である。働いている農林業従事者を年齢階級別にみると、65～69歳が47%、70～74歳が30%、75～79歳が13%、80歳以上が10%である。とにかく、80歳以上でも働けるのは農林業においてあまり例がない。

ところで、過疎農山村では、若年層が流出して基盤産業である林業労働力の高齢化が社会問題化して久しい。筆者が1981(昭和56)年8月に群馬県上野村の林業労働者の生活実態を調査した折に、林業労働者の高齢化と後継者難が当時すでに大きな社会問題になっていた¹²⁾。過疎農山村では、高齢者自身の寿命が延びたのに加えて、若年層の流出によって後継者のいないまま現役を続けざるをえなくなった高齢者が多くなっているのである。このような理由も加わって、80歳代でも働いている高齢者がいるのであろう。

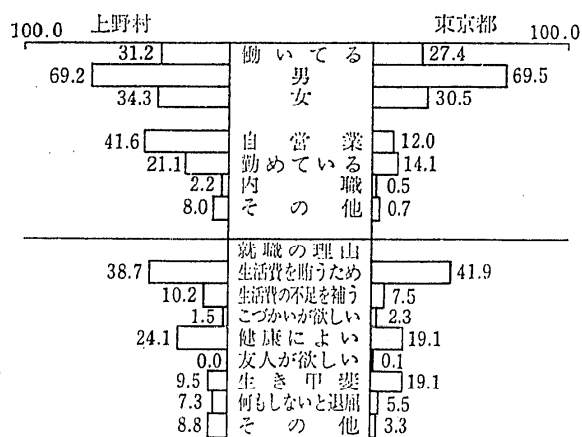
就業の理由(図7)をみると、上野村と東京都の高齢者は同じように「生活費を賄うため」が第1位である。老後の生活は過疎地域でも都市部でも同じように厳しいのである。

2. 家族関係

過疎問題調査会報告(1986)によれば、過疎地域における1人暮らしや2人暮らしの高齢者世帯の生活と扶養問題が深刻化していることを示している(Ⅳの1.(a)を参照)。

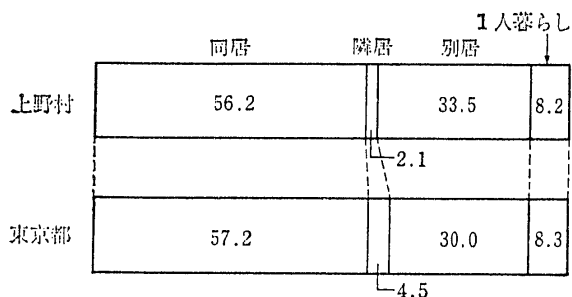
過疎地域における老人問題発生の契機に共通することは、親族扶養と近隣の互助による私的扶養の欠落が問題になるときである。

ここでは、過疎地域における私的扶養の問題に接近する方法として、まず高齢者と子供等との同



(資料) 群馬県『特定高齢化地域生活実態調査報告書』(昭和63年) } により作成。
東京都『老人の生活実態』(昭和60年)

図 7 老人の就労状況(働いている者、性別、就業形態、就業の理由)比較・上野村と東京都



(資料) 群馬県『特定高齢化地域生活実態調査報告書』(昭和63年) } により作成。
東京都『老人の生活実態』(昭和60年)

図8 子供との同別居(上野村と東京都)

別居の問題を取り上げることにする。

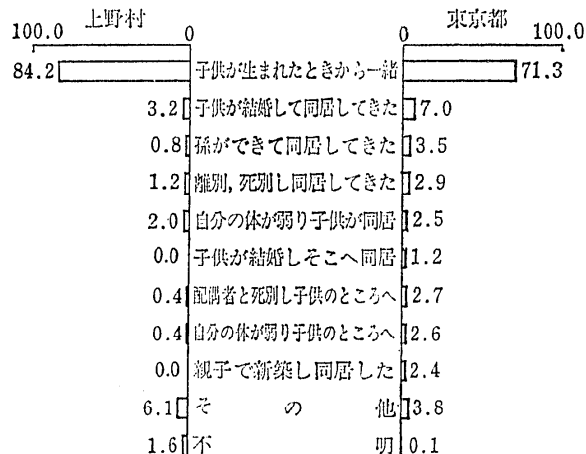
図8「子供との同別居(上野村と東京都)」をみると、同居では上野村(56.2%)が東京都(57.2%)よりも1ポイント低く、別居では上野村(33.5%)が東京都(30.0%)よりも3.5ポイント高い。上野村で別居が高いのは、後述するように同居志向が強いにもかかわらず、子供たちの他出で別居を余儀なくされている高齢者がたくさんいることを表わしていることである。

図9「同居している理由(上野村と東京都)」をみると、上野村では「子供が生まれたときから一緒」が84.2%で東京都の71.3%よりも12.9ポイント高いが目立つ。

図10「別居している理由(上野村と東京都)」をみると、上野村では「子供たちの仕事の都合」が63.9%で東京都の21.1%を大きく引き離している。ここに、仕事の都合で都会へ出ていった息子たちとやむをえず離れて暮らしている過疎地域高齢者の別居理由がある。

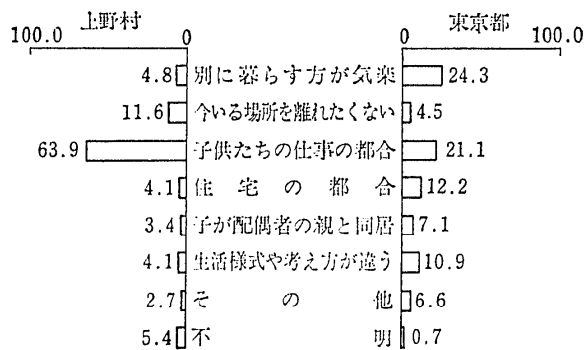
同居希望(図11)をみると、東京都では1位が「今のままで暮らしたい」(41.9%)であるのに対して、上野村では1位が「体が弱ったら同居したい」(32.7%)である。上野村の老人は、表6に示すように、このほか「働けなくなり、ひとりぼっちになったらどうするか」の質問に「家を出ている子供を頼る」が75.5%であった。このように、上野村の高齢者と東京都の高齢者といちじるしい違いは、上野村の高齢者が子供への依存・同居志向を強くもっていることである。

以上のように、過疎地域上野村の高齢者は、伝



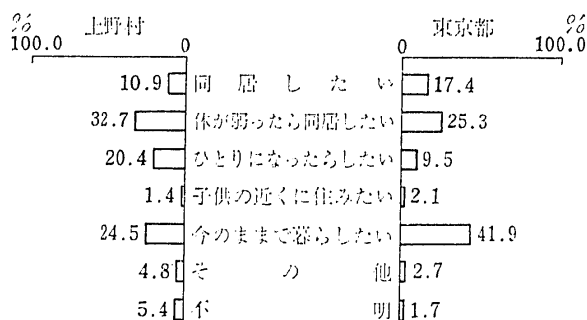
(資料) 群馬県『特定高齢化地域生活実態調査報告書』(昭和63年) } により作成。
東京都『老人の生活実態』(昭和60年)

図9 同居している理由(上野村と東京都)



(資料) 群馬県『特定高齢化地域生活実態調査報告書』(昭和63年) } により作成。
東京都『老人の生活実態』(昭和60年)

図10 別居している理由(上野村と東京都)



(資料) 群馬県『特定高齢化地域生活実態調査報告書』(昭和63年) } により作成。
東京都『老人の生活実態』(昭和60年)

図11 同居希望(上野村と東京都)

統的な直系家族的(三世同居)志向を強くもっている。しかし現実的な職業選択や居住地の決定は、農山村の過疎化という状況のなかで他律的に定められてしまっているのである。だからこそ、

表 6 働けなくなったらどうするか

	全 体	家を出て いる子供 を頼る	親類を 頼る	近所の 世話に なる	老人ホー ムに入所 する	生活保 護を受 ける	その他	不 明
全 体	100.0	75.5	—	0.7	8.8	1.4	5.4	8.2
男	100.0	75.9	—	1.3	6.3	1.3	5.1	10.1
女	100.0	75.0	—	—	11.8	1.5	5.9	5.9
別居(2人以上)	100.0	75.5	—	0.7	8.8	1.4	5.4	8.2

(資料) 群馬県『特定高齢化地域生活実態調査報告書』(昭和63年)。

表 7 総合的な体の状態(性、年齢、同居別)

	全 体	外通 出に できる 仕事等、	一 人 の 外 出 は 向	気 の 世 話 が む く と 小 鳥	起 あ ま り 動 け な い	寝 た り 起 き た り	外 寝 た き り ト イ レ と 食 事 以	全 く の 寝 た き り	不 明
全 体	100.0 (439)	74.0	17.5	2.1	2.5	2.1	0.7	0.5	0.7
男	100.0 (194)	79.4	10.3	2.6	2.1	2.6	1.0	0.5	1.5
女	100.0 (245)	69.8	23.3	1.6	2.9	1.6	0.4	0.4	—
65～69 歳	100.0 (143)	90.2	7.7	—	1.4	—	—	—	0.7
70～74 歳	100.0 (111)	83.8	11.7	2.7	0.9	—	0.9	—	—
75～79 歳	100.0 (83)	71.1	22.9	1.2	2.4	1.2	1.2	—	—
80～84 歳	100.0 (61)	52.5	32.8	1.6	3.3	6.6	1.6	—	1.6
80 歳以上	100.0 (41)	29.3	34.1	9.8	9.8	9.8	—	4.9	2.4
同居(生計も一緒)	100.0 (242)	70.2	19.0	2.1	3.7	3.3	0.4	0.8	0.4
同居(生計は別)	100.0 (5)	80.0	20.0	—	—	—	—	—	—
隣居(生計は一緒)	100.0 (2)	50.0	50.0	—	—	—	—	—	—
隣居(生計は別)	100.0 (7)	71.4	14.3	14.3	—	—	—	—	—
別居(2人以上)	100.0 (147)	81.0	14.3	1.4	1.4	—	1.4	—	0.7
別居(1人暮らし)	100.0 (36)	72.2	19.4	2.8	—	2.8	—	—	2.8

(資料) 群馬県『特定高齢化地域生活実態調査報告書』(昭和63年)。

1人暮らしや2人暮らしの高齢者の場合には、子供と一緒に暮らしたいと思っても、住み慣れた墳墓の地を離れたくないために、親子別れて生活している人たちが多いためである。このような高齢者が多くなると、病気や災害時等に適切な対応ができなくなる恐れがあり、親族扶養、その他の私的扶養が欠落する傾向が増えてくることになる。過疎地域の高齢者と都市部の高齢者との家族関係

における大きな違いは、もとより同居志向が強いにもかかわらず、過疎化という外因によって他律的に別居を余儀なくさせられている高齢者が過疎地域において増加を続けていることである。

3. 日常生活動作能力

他の家族員と同居している高齢者は、息子夫婦や孫たちに囲まれているので身体が不自由になっ

ても家族の介護を受けられるが、息子夫婦が他出している1人暮らし高齢者では、身体が動かなくなったとき、あるいは病気になったときに適当な介護を得られるか否かという心配にさらされる。

過疎地域農山村では、都市の家族に比べて一般に多世代同居が多いので、日常生活能力の欠損と家族扶養の欠落のセットで老人問題が顕在化することは少ないが、それでも、「老人の看護に疲れた主婦の増加がみられる」自治体が全国で19%、とくに東北地方では30.6%と全国過疎指定市町村の平均値を12%近く上回っている¹⁴⁾。

群馬県上野村調査によると(表7)、「外出、仕事等、通常にできる」者74%、あとの26%は日常生活動作能力になんらかの欠損があり、他者の介助や介護を必要とする者である。彼らのうちのほとんどは同居であるので、同居している家族員から介助や介護を受けている。しかし、問題はわずかではあっても、「起きているが、あまり動けない」者1.4%と「トイレと食事以外寝たきり」の者1.4%があり、いずれも別居老人夫婦だけの世帯であること、また「寝たり起きたり」の者2.8%が1人暮らし高齢者であることである。彼らのうち、夫婦の場合には配偶者が介護しているが、1人暮らしになった場合にはどうするかという問題がある。現在では、本人の申請にもとづいて家庭奉仕員が訪問することになっているが、本人からの申請がほとんど出てこないという。よく調べてみると、家庭奉仕員制度が十分に理解されていないこと、家庭奉仕員のようによそから来た人の世話になるのをいやがるという風習が残っていること、そのうえ、何よりもムラ(集落)社会の相互扶助が機能しているのである。それゆえに問題が顕在化しないのであった。

4. 高齢者の生活環境問題

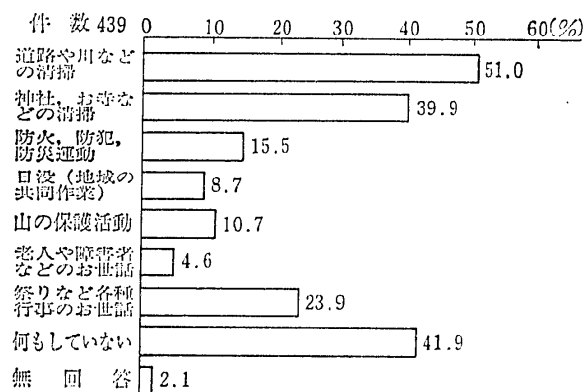
過疎地において生活環境が問題になるのは、第1にムラ(集落)社会の相互扶助システムが健在であるかどうか、第2に生活環境(社会的消費財)の整備状況はどうか、そのことが高齢者の日常生活にどのような影響を与えているかである。ムラ(集落)社会の相互扶助システムが健在ならば、農

山村においては親族扶養の欠落以外で老人問題が顕在化することはこれまでほとんどなかった。ところが、とくに1人暮らしや2人暮らしの高齢者世帯にとっては、過疎化によって適当な交通手段がなくなる等でますます生活環境が不便になりつつある。そのために相互扶助システムでは対応しきれない災害、病気等緊急時に対する高齢者の不安に対して、行政がどのように対応すべきであるかが大きな課題になっている。

(a) 共同体の相互扶助

過疎問題調査会報告(1986)によると、「集落のなかで、近隣での助け合いがなくなっている」と20.9%の自治体が回答している。とくに豪雪山村においては、伝統的な除雪時の相互扶助システムが集落の過疎化や兼業化によって崩れているという¹⁵⁾。

群馬県上野村調査において、かつて養蚕や農作業で「オテンマ」(ゆいの一様)があったという。それは生産的労働過程における「労働の直接的相互交換」であるが、現在ではなくなっている。他方、住居の新・改築などの生活過程では「労働の相互提供」は、今でも行われている。しかし、こうした伝統的な相互扶助は、過疎化とともに労働奉仕が貨幣で評価されるという風潮とあいまって弱められてきている。それにもかかわらず、交際費が食費につぐ「一番負担に感じる」費目(図6)になっていること、84.3%の高齢者が日常隣近所と交流をもっていること(表8)、そして65.5%の高齢者が戦前から住んでいる土着者であること



(資料) 群馬県『特定高齢化地域生活実態調査報告書』(昭和63年)。

図12 自分がやっている共同作業

表 8 近所づきあいの程度

	全 体	訪問しあ う人が何 人もいる	訪問しあ う人が少 しはいる	立ち話を する人は いる	あいさつ をする人 だけ	つきあい はない	無回答
全 体	439 100.0	243 55.4	127 28.9	30 6.8	15 3.4	18 4.1	6 1.4
男	194 100.0	96 49.5	54 27.8	15 7.7	11 5.7	13 6.7	5 2.6
女	245 100.0	147 *60.0	73 29.8	15 6.1	4 *1.6	5 *2.0	1 0.4
65～69 歳	143 100.0	84 58.7	45 31.5	11 7.7	2 1.4	—	1 0.7
70～74 歳	111 100.0	72 64.9	26 23.4	8 7.2	1 0.9	2 1.8	2 1.8
75～79 歳	83 100.0	42 *50.6	27 32.5	7 8.4	3 3.6	3 3.6	1 1.2
80～84 歳	61 100.0	31 50.8	18 29.5	— *	3 4.9	7 11.5	2 3.3
85 歳以上	41 100.0	14 34.1	11 26.8	4 *9.8	6 14.6	6 14.6	— —
同居(生計も一緒)	242 100.0	132 54.5	70 28.9	15 6.2	9 3.7	14 5.8	2 0.8
同居(生計は別)	5 100.0	3 60.0	2 40.0	—	—	—	—
隣居(生計は一緒)	2 100.0	1 50.0	—	—	1 50.0	—	—
隣居(生計も別)	7 100.0	4 57.1	2 28.6	—	*—	1 14.3	—
別居(2人以上)	147 100.0	83 56.5	41 27.9	13 8.8	5 3.4	3 *2.0	2 1.4
別居(1人暮らし)	36 100.0	20 55.6	12 33.3	2 5.6	—	—	2 5.6

(資料) 群馬県『特定高齢化地域生活実態調査報告書』(昭和63年)。

表 9 居住の時期と子供との同別居別

	居 住 時 期						
	総 数	昭和19年 以 前	20～29年	30～39年	40～49年	50～59年	60年以降
総 数	100.0 (432)	65.5	13.7	7.6	4.9	6.7	1.6
1 人 暮 ら し	100.0 (31)	58.1	22.6	6.4	3.2	9.7	—
別 居 老 夫 婦	100.0 (152)	50.7	23.0	9.9	7.2	7.9	1.3
他の家族員との同居	100.0 (249)	75.5	6.9	6.4	3.6	5.6	2.0

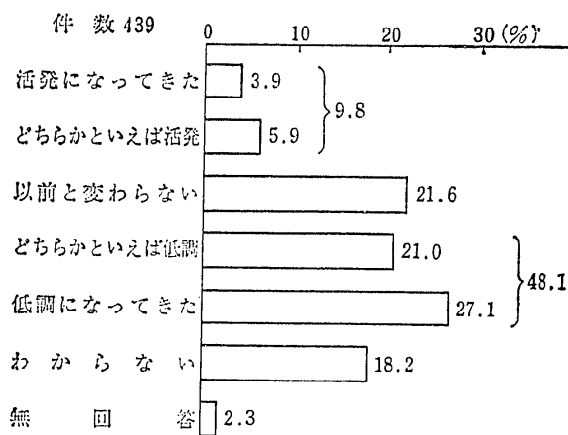
(資料) 群馬県『特定高齢化地域生活実態調査報告書』(昭和63年)。

(表 9), これらを考慮に入れると, ムラ(集落)社会はいまもって機能しているとみることができる。このように機能しているムラ(集落)社会も若年層が減って, 高齢者層が多くなればなるほど今やっている労力奉仕・共同作業(図12)が貨幣で評価される機会が多くなり, 行事や活動もおのずから低調になる(図13, 図14)。こうして, 過疎山村の

伝統的な共同体の相互扶助システムは, とくに高齢者の意識の上では存在しつつけていても, 現実的には機能低下の方向にあり, 崩壊の危機にもさらされているのである。

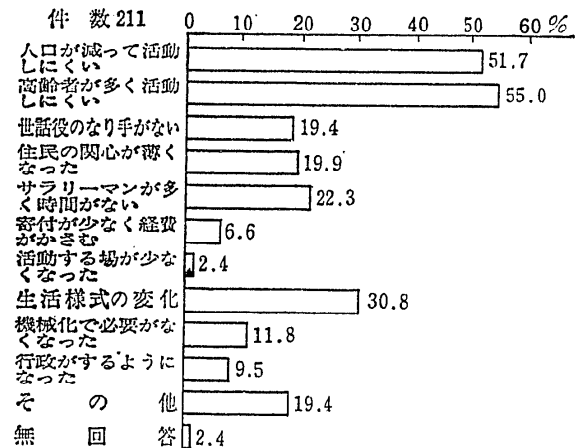
(b) 生活環境の整備状況

豪雪山村においては, 離村の直接的理由が冬季の生活, ことに「除雪労働に耐えかねて」が一番



(資料) 群馬県『特定高齢化地域生活実態調査報告書』(昭和63年)。

図 13 行事や活動の変化 (複数回答)



(資料) 群馬県『特定高齢化地域生活実態調査報告書』(昭和63年)。

図 14 行事や活動の低調の原因

多い¹⁶⁾。また、病気治療のために通院する足の便に困る老人が増えている等、地域医療体制の不備が指摘されている¹⁷⁾。

群馬県上野村は、急峻な地形が多く、溪谷沿いのわずかな平地に東西に細長く点々と集落が形成されているきびしい自然条件が、産業、交通の発達にとっての阻害要因となっており、このことが過疎化に一層の拍車をかけているのである。このような環境のなかで生活している高齢者、とりわけ1人暮らしや2人暮らしの高齢者世帯にとっては、日常生活圏(歩いていける範囲、4～5キロ)の不備、立ち遅れは耐えがたいはずである。

ところで、「歩いていける生活諸施設と集落」の関係は、表10で示すように、村内の各集落ごとの格差が大きい。日常生活用品を売る店まで歩いていけない集落に住んでいる人たちは、週2～3回小型ライトバンに商品を載せて売りにくる行商人からまとめて買っている。菓は、昔から馴染みのある富山の行商人から買っている。こうして、辺地集落の人たちは、日常生活用品はなんとか間に合わせている。しかし、役場、診療所、公民館等、いわゆる社会的消費財の利用は、各集落ごとの格差がさらに大きくなり、辺地集落に住む高齢者にとって適当な交通手段もないことから日常生活に不便をきたしている。しかしながら、役場や診療所等へ行く場合バスを利用できない集落の高齢者は、近所の人たちに自家用車に乗せてもらう

ことが多い。近隣の互助が、このようなかたちで機能しているのである。

それにしても、上野村周辺のムラ(集落)に点在して生活している老人たちは、適当な交通手段もないことから日常生活に不便をきたし、また災害、病気等緊急時に対する不安を隠しきれないのである。

(c) 高齢者の余暇消費

老人クラブ、ゲートボール、老人大学といった親睦、教養、レクリエーションの場があるかどうかということも、今日の社会では必要な条件となる。こうした地域環境は、1人暮らし高齢者世帯にとっては非常に重要である。

ところが、群馬県上野村調査では、老人クラブへの高齢者加入率は81.5%と高率であるが、そのうちの84.9%の高齢者は実質的なクラブ活動をほとんどしていないのである。そのうえ、高齢者との相互交流を最も必要とすると思われた1人暮らし高齢者世帯の老人クラブへの加入率が最も低いのである。社会活動等への参加希望をみても(図15)、各項目とも極めて低率である。しかしながら、表8でみたように、84.3%の高齢者は、自分たちの住むムラ(集落)の人たちとは高い割合で近所づきあいをしているのである。

過疎農山村の高齢者にとっては、歩いていけるムラ(集落)社会が第一次的に日常生活圏であり、近隣とのつきあい(互助システム)がそのなかで

表 10 歩いていける生活諸施設と集落（複数回答）

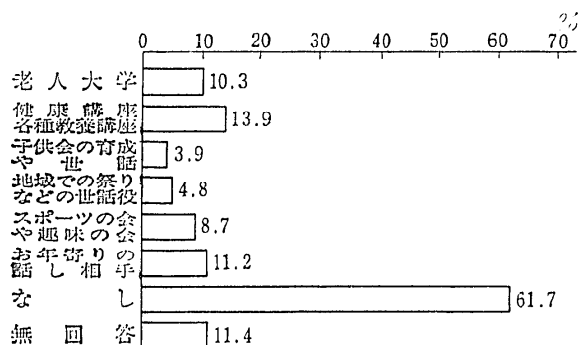
	全 体	食品 料店	日雑 貨用店	薬 屋	郵便 ス 便ト	公集 民会 館所	役 場	医診 療 院所	食 堂
全 体	100.0 (437)	71.2	66.1	14.2	74.4	69.6	30.9	44.4	29.5
基集 幹落 川 和	100.0 (33)	87.9	93.9	12.1	87.9	78.8	97.0	66.7	87.9
中	100.0 (259)	81.1	76.4	17.8	83.0	76.4	37.5	59.9	35.9
間	乙 母	100.0 (31)	87.1	80.6	3.2	93.6	87.1	93.5	51.6
勝 山	100.0 (40)	80.0	85.0	—	77.5	82.5	55.0	82.5	67.5
新 羽	100.0 (44)	84.1	86.1	—	88.6	84.1	20.1	68.2	43.2
集	野 栗・八 幡	100.0 (34)	91.1	85.3	8.8	88.2	58.8	20.6	23.5
乙父・神寄・中村	100.0 (33)	90.9	69.7	27.3	93.9	97.0	48.5	90.9	15.2
落	石神・田平・乙父沢	100.0 (27)	70.3	77.8	48.1	81.5	85.2	44.4	88.9
檀原・小春・中越・ 須郷・檀沢	100.0 (50)	68.0	56.0	40.0	66.0	52.0	4.0	28.0	—
辺	100.0 (145)	49.7	41.4	8.3	55.9	55.2	4.1	11.7	4.8
地	野栗沢（元村・ 奥名郷・胡桃平）	100.0 (28)	32.1	10.7	8.3	38.3	38.3	4.1	11.7
住 居 附	100.0 (23)	47.8	39.1	4.3	47.8	56.5	17.4	56.5	—
集	明ヶ沢・塩の沢・ 利根平・黒川	100.0 (44)	40.9	34.1	9.1	56.8	47.7	4.5	4.5
落	白 井・坂 下	100.0 (23)	78.3	73.9	—	86.9	86.9	—	8.7
三 岐	100.0 (27)	40.7	40.7	—	48.1	55.6	—	—	—

（注） ア 基幹集落……現在の市町村役場および旧市町村役場が所在する（した）集落。

イ 中間集落……アおよびウ以外の集落。

ウ 辺地集落……中心集落（ア）からみて、地理的、時間的に遠距離にある集落で、辺地法の辺地に相当。

（資料）群馬県『特定高齢化地域生活実態調査報告書』（昭和63年）により作成。



（資料）群馬県『特定高齢化地域生活実態調査報告書』（昭和63年）。

図 15 今後参加したい社会活動

伝統的に機能しているのである。老人クラブや老人大学等の社会活動は、どちらかといえば、お上（行政）によって上から他律的に決められたつきあいであると感じている人たちが多いから、仕方なしに老人クラブ等の社会活動に加入はするが活動はしない。こうした表（タテマエ）と裏（ホンネ）の二面性をもつムラ社会の共同体意識が過疎化で弱まったとはいえ、いろいろなかたちで機能しているのである。いずれにしても、過疎地域における老人問題とそれに対する社会的対応策を考

えていく原点に、ムラ（集落）社会を据えることが大切なのである。高齢者の余暇消費の問題を考える際には、高齢者が生活している集落から出発しなければならない。

V 住まいと老後をめぐる問題

——まとめにかえて——

以上において、主として群馬県上野村と東京都の調査結果とを比較しながら、過疎地域における老人問題の所在をみてきたのであるが、そこでの問題の中心は、今後ますます増加が予想される1人暮らし高齢者世帯と2人暮らし高齢者世帯の「住まいと老後」の問題をどうするか、ということに集約することができる。

高齢者の「住まいと老後」の問題については、群馬県上野村での調査結果があり、その際の調査所見を述べることで、本稿のまとめにかえることにしたい。

群馬県上野村では、今後予想される高齢者の生活問題として住まいと老後の問題を取り上げ、その対応策として過疎対策事業債（自治省）による高齢者専用集合住宅の建設を予定した。そこで、今回の調査において上野村が考えている高齢者専用集合住宅の具体的プランを高齢者全員に提示し、7項目（高齢者専用集合住宅への評価、建設場所、利用の仕方、食事のかたち、看護婦などの住み込み、利用料、利用意向）にわたる質問事項を聞き取り調査したのである。それによると、大多数の人たちは高齢者専用集合住宅を「よい」（63.5%）と評価しているが、これはタテマエであって、「すぐにも利用したい」（0.0%）がホンネであることがわかった。このような施設の建設に強く反対している人たちの多くは、主に75歳以上の後期高齢者で土着者である。

利用の仕方では、「老後そこで暮らす」居住型または養護老人ホーム型を望む人たちはわずかで、大部分（88.6%）の人たちは季節的にまたは体調の悪いときに利用するケア付き一時（短期）あずかり所（ショートステイ）型の施設や、またデイ・サービスセンターや遊び・レクリエーション機能

を備えた小型老人福祉センター型の施設を求めているのである。

建設場所については、高齢者のほとんどが自分たちが居住するムラ（集落）社会を第1に選択している。上野村は、地域への密着度の強いムラ（集落）社会とその集合体である大字・行政区の連合体である。高齢者専用集合住宅のような高齢者と深い利害のある施設を村内に建設するようなときには、発想の原点にムラ（集落）社会を据えその心情を十分に配慮しなければならない。これは単に上野村だけの問題ではなく、他の過疎山村でも同じことがいえるであろう。

このように伝統的なムラ（集落）社会が多かれ少なかれ機能している過疎山村において、緊急に必要とされている1人暮らしや2人暮らしの高齢者世帯向け専用集合住宅を考えるにあたっては、④集落（小字）と⑤その集合体である大字・行政区の基礎生活圈、⑥基礎生活圈をいくつかのブロックに分けた一次生活圈、⑦一次生活圈の連合体である行政村の4つに分けて考えることが必要であろう。

第1には、ムラ（集落）社会ごとに気楽に集まれる^{チャッポン}寄合と、介護者の不在期間中に近隣の顔見知りの人たちが交代で世話にあたる一時（短期）あずかり（ショートステイ）とを兼ね備えた施設（集会と宿泊ができる）仮称「寄合施設」を整備することである。この施設は、ムラ（集落）の空き家を増改築すれば足りる。集落の人口と世帯が減少して集落そのものが崩壊するか危機にさらされている場合には、④→⑤の順序で考えていく。

「寄合施設」には、家庭奉仕員が定期的に来所して、近隣の介護者とともに掃除や食事の世話、通院の付き添い、買い物、話し相手、そして看護の補助をする。家庭奉仕員の仕事は、近隣の人たちに対して、介護の負担を軽くするとともに、介護に対する専門的指導をすることに主な狙いがある。

第2には、専門的医療と福祉サービスを必要とする人たちに対して、⑥または⑦の村内全域を対象にしたケア付き高齢者専用集合住宅（デイ・サービスセンターやショートステイの機能を備えることが望ましい）を整備することであろう。

住み慣れた家庭やムラ（集落）社会で老後の生活を送ることが、高齢者にとっては最も幸せなことである。配偶者が亡くなって1人暮らしになった高齢者を都会に他出している息子夫婦が呼び寄せたところ、すぐに村に戻ってしまって再び1人暮らしをしている高齢者がいる。このようなハンディキャップを負いやすい高齢者を当然に包含し、家庭やムラ（集落）社会のなかで日常的な生活が可能となる施策を講ずるといったノーマライゼーションの理念が、過疎地域における高齢者施策のなかに具体化されなければならない。

それにしても、過疎地域における老人問題の解決は、若年層を中心とした人口と戸数の減少を食い止めるための就業の機会の創造といった過疎対策の成否にかかっていることはいうまでもない。

〈後記〉

現行過疎法は、平成元年度末で失効することになっている。しかし、以上においてみてきたように、過疎地域における老人問題がなくなったわけではない。むしろ、過疎地域における老人問題に対する福祉施策の新たなあり方について検討を加えるべき時期にきているのである。本稿がその際のひとつの資料に加えられるならば幸甚である。

注

- 1) 安達生恒「過疎の実態」『ジュリスト』No. 455, 1970年, 有斐閣。
- 2) 安達生恒, 注1)に同じ。
- 3) 安達生恒, 注1)に同じ。
- 4) 安達生恒, 注1)に同じ。
- 5) 国土庁監修『過疎対策の現況（昭和63年度版）』（1989年）, 丸井工文社。
- 6) 安達生恒「過疎社会と老人問題」曾田長宗・三浦文夫編『図説老人白書』（1981年8月）, 碩文社。
- 7) 三浦文夫「高齢化社会と社会福祉」『講座社会福祉（8）』昭和58年, 有斐閣。
- 8) 吉田恭爾「老人福祉の現状と問題点」副田義也編著『社会福祉の社会学』昭和51年, 一粒社。
- 9) 安達生恒「第三章 総括と提言」過疎地域問題調査会『過疎地域問題調査報告書』（1986年）, 202頁。
- 10) 星野貞一郎「社会病理と生活問題」小池善吉他共著『社会学』（1986年）, 学陽書房。副田義也「生活構造の基礎理論」青山和夫他『生活構造の理論』（1971年）, 有斐閣。副田義也「社会福祉論の基本的枠組」『社会福祉の社会学』（1976年）, 一粒社。
- 11) 山崎光博「第四章 全国アンケート調査結果について」過疎地域問題調査会『過疎地域問題調査報告書』（1986年）, 221-223頁。
- 12) 星野貞一郎「林業労働者の生活実態と社会的支援の一方」『森林文化研究』Vol. 3-1, 昭和57年9月, 森林文化協会。
- 13) 山崎光博, 注11)に同じ, 221-223頁。
- 14) 山崎光博, 注11)に同じ, 224-225頁。
- 15) 安達生恒, 注9)に同じ, 202-203頁。
- 16) 安達生恒, 注9)に同じ, 202-203頁。
- 17) 山崎光博, 注11)に同じ, 225頁。

（ほしの・ていいちろう 群馬大学教授）